

第5章 物的支援の受入れ

1 基本的な考え方

災害発生直後から国や県、被災地外の地方公共団体、民間企業、個人など多様な主体から物的支援が行われる。その規模は、被害規模が大きくなるほど大きくなる。

熊本地震では、被災市町村において、物資集積拠点から被災者が待つ避難所まで物資を運ぶ最後の区間で支援物資が滞り、いわゆる「ラストワンマイル」として課題となった。

熊本県が公表している「熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書」においても、次のことが課題とされている。

- (1) 一部市町村において、物資集積拠点の確保が事前になされていなかった
- (2) 物資の仕分けや管理ノウハウの欠如、人員不足により市町村の物資集積拠点に物資が滞留
- (3) 物資の荷下ろしが人力作業となり、人員が不足した
- (4) 個人からの支援物資（生鮮食料品含む）の受け取りの対応に苦慮

こうしたことから、大規模災害発生時に、行政だけで膨大な支援物資を避難者に届けるのは困難であることは明らかであり、民間物流事業者等と支援物資の輸送・保管協定の締結を行うなど、民間事業者と連携した支援物資の供給体制の強化に取り組んでいく必要がある。

2 物的支援の受入れ・供給の全体像

(1) 広域的な応援の枠組み

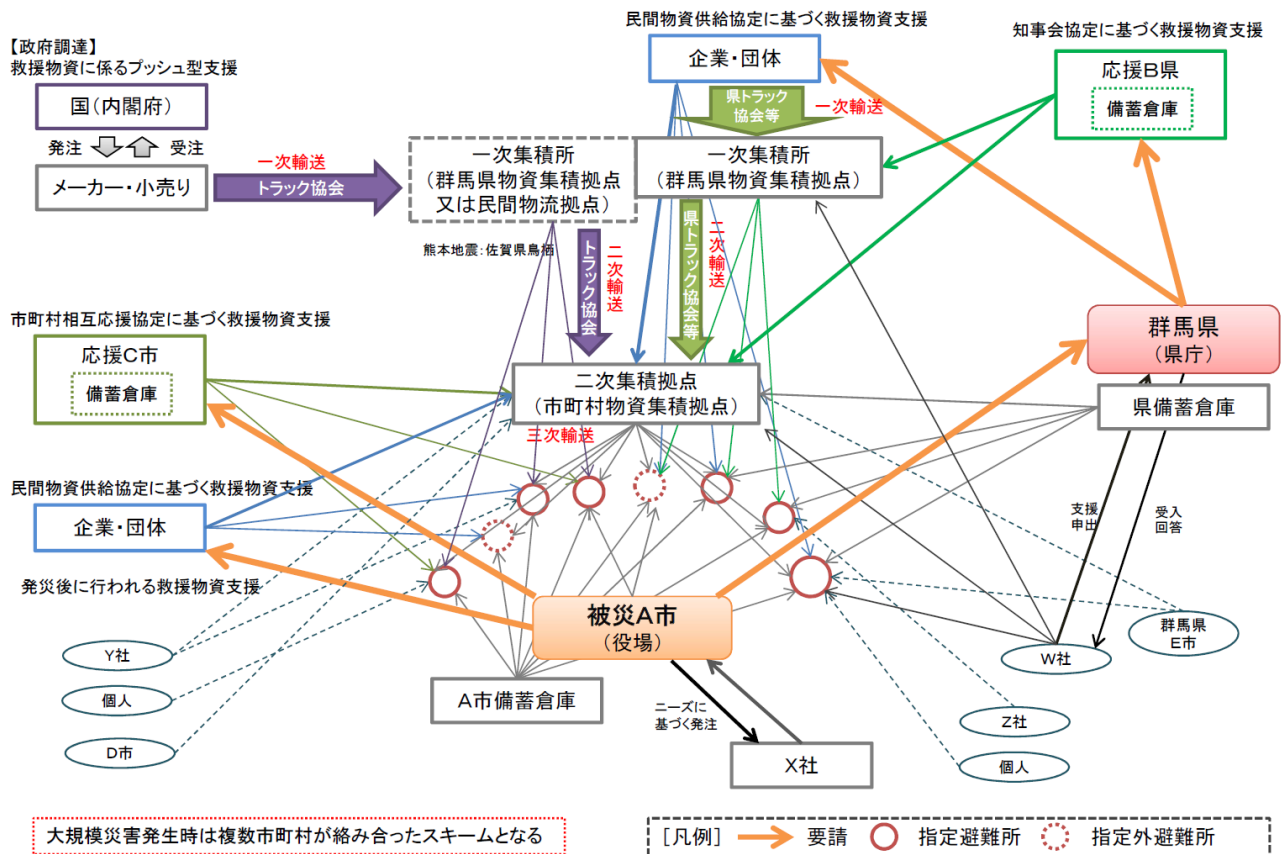
災害発生直後から国や県、被災地外の地方公共団体、民間企業など多様な主体から物的支援を受ける必要がある。基本的な枠組みと応援等の種類及び応援要請と受援・応援の関係は次のとおりである。

<基本的な枠組み>

| 基本的な枠組み | 応援等の種類 |
|---------------|-------------------------------|
| 市町村自身による物資の確保 | 市町村の備蓄物資の提供・配送 |
| | 協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供 |
| | 協定に基づく企業・団体等からの物資の確保 |
| 都道府県による提供・支援 | 避難所等のニーズに基づく個別の発注 |
| | 県の備蓄物資の提供・配送 |
| | 協定に基づく地方公共団体、企業等からの備蓄物資の配送・提供 |
| 国等による提供 | 協定に基づく企業・団体等からの物資の確保 |
| | 市町村からの避難所等のニーズに基づく個別の発注 |
| その他 | 国からのプッシュ型の物資支援 |
| | 事前に協定を結んでいない主体からの物資支援 |

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

< 応援要請と受援・応援の関係（基本形） >



「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）策定）を参考に作成

(2) 支援物資供給の枠組み

ア 市町村備蓄物資の供給

備蓄倉庫から直接、避難所に供給することが想定される。

イ 市町村協定物資の供給

市町村協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量、輸送手段等により、次の供給ルートが想定される。

(ア) 調達先 → 市町村物資集積拠点 → 避難所

(イ) 調達先 → 避難所

ウ 県備蓄物資の供給

県備蓄物資は、県内 27 箇所で保管しており、災害発生時は、被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、市町村物資集積拠点を經由して避難所又は直接、避難所に供給する。

(備蓄箇所)

地域防災センター、高崎合同庁舎、渋川合同庁舎、藤岡合同庁舎、富岡合同庁舎、中之条合同庁舎、利根沼田振興局庁舎、伊勢崎合同庁舎、桐生合同庁舎、太田合同庁舎、館林保健福祉事務所、高崎工業高校、太田高校、利根実業高校、桐生高校、藤岡工業高校、伊勢崎商業高校、渋川工業高校、富岡高校、安中総合学園高校、館林高校、中之条土木事務所長野原事業所、中之条土木事務所三原事業所、沼田土木事務所水上事業所、富岡土木事務所下仁田事業所、藤岡土木事務所万場事業所、尾瀬高校

エ 県協定物資の供給（各種知事会、民間事業者等）

県協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量、輸送手段等により、次の供給ルートが想定される。

(ア) 調達先 → 県物資集積拠点 → 市町村物資集積拠点 → 避難所

(イ) 調達先 → 市町村物資集積拠点 → 避難所

(ウ) 調達先 → 避難所

オ 国プッシュ型支援物資の供給

国プッシュ型支援物資は被災状況や物資の種類・量、輸送手段等により、次の供給ルートが想定される。

(ア) 調達先 → 一次集積所（県物資集積拠点又は民間物流拠点）

→ 市町村物資集積拠点 → 避難所

(イ) 調達先 → 一次集積所（県物資集積拠点又は民間物流拠点） → 避難所

【参考1】熊本地震における国支援物資の供給量



○食料：約 278 万食

(主な食料)

- ・パン、おにぎり、パックご飯：約 125 万食
- ・カップ麺：約 60 万食
- ・レトルト食品：約 33 万食
- ・ベビーフード：約 1 万食
- ・缶詰：約 36 万食

(その他食料)

- ・米：約 125 トン
- ・水：約 24 万本
- ・育児用調整乳：約 2 トン など

○食料以外

- ・下着類：約 22 万着
- ・マスク：約 220 万枚
- ・毛布：約 12 万枚
- ・土嚢袋：約 17 万枚
- ・仮設トイレ：約 0.1 万個
- ・おむつ：約 8 万枚
- ・トイレットペーパー：約 7 万個 など

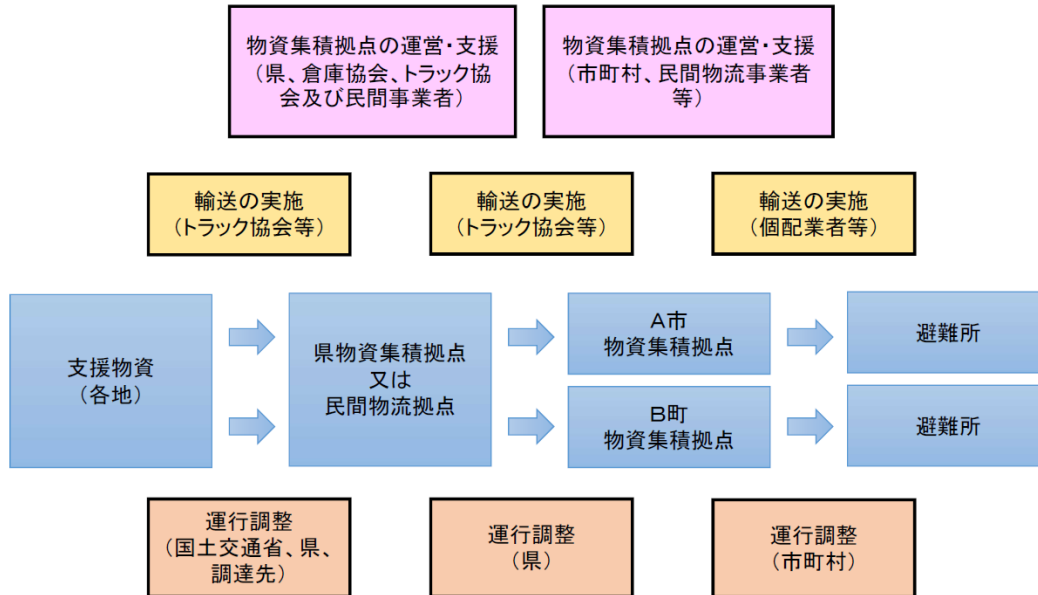
「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」（中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ）から抜粋

(3) 物的支援の受入れ及び供給に係る主な輸送業務フロー

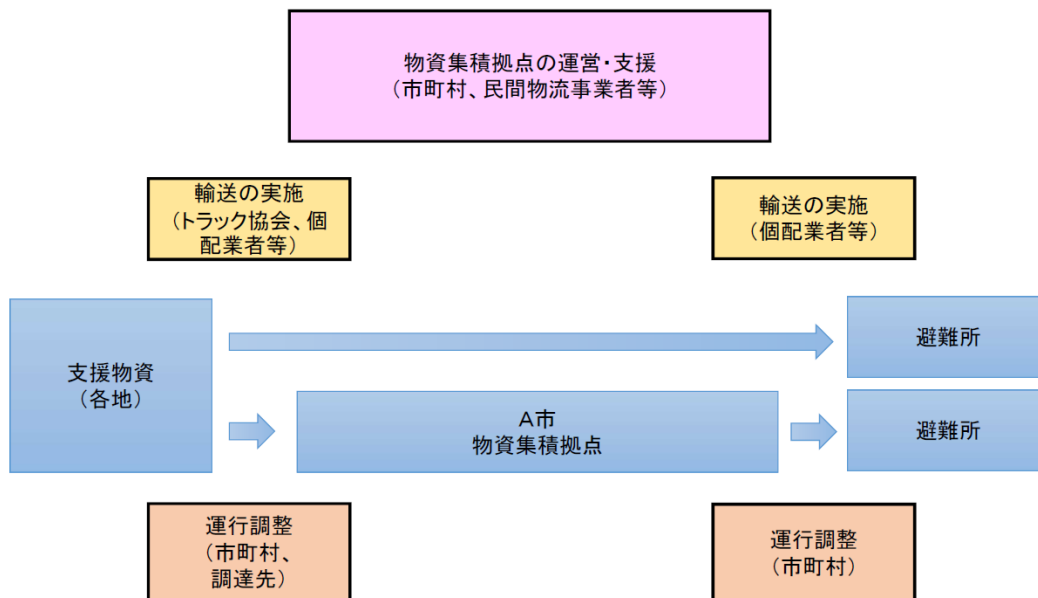
調達先から避難所までの物的支援の受入れ及び供給の流れは次のとおりである。

＜物的支援の受入れ及び供給に係る主な業務フロー＞

【国のプッシュ型物資・県調達物資の場合】



【市町村調達物資の場合】



「広域物資拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省総合政策局物流政策課）を参考に作成

(4) 市町村物資集積拠点開設・運営における市町村及び関係機関の役割と動き

大規模災害発生時に市町村物資集積拠点を速やかに選定・開設・運営するために、大規模災害が発生してから市町村物資集積拠点運営に至るまでの関係機関の役割と動きを整理し明確化しておく必要がある。

なお、県物資集積拠点運営に至るまでの関係機関の役割と動きは次のとおりである。

3 物資輸送専門チームの設置

- (1) 市町村物資集積拠点の開設・運営、物資輸送を速やかに行うためには、災害対策本部内に物資輸送業務担当課職員からなる物資輸送の専門チーム又は班（以下、「物資輸送専門チーム」という。）を設置する必要がある。
- (2) 物資輸送専門チームの主な担当業務は次のとおりである。

| 場 所 | 主な担当業務 |
|-----------------|------------------------------|
| 災害対策本部 (役場等) | 受援班／担当との調整に関すること（支援物資の状況把握） |
| | 物資集積拠点に係る調整に関すること |
| | 道路の被災状況の把握、輸送ルートを選定・確保に関すること |
| | 運送事業者等との調整、輸送手段の確保に関すること |
| | 県との調整に関すること |
| 物資集積拠点 | 物資集積拠点の運営に関すること |

- (3) 災害対策本部及び市町村物資集積拠点には、物流専門家が必要となることから、民間物流事業者等との協定締結等により、災害発生時に物流専門家の派遣を受ける体制を整備しておくものとする。

4 市町村物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルの作成

(1) 候補施設のリストアップ

ア 市町村物資集積拠点は、県や市町村による調達先等から送られてくる支援物資を受け入れ、保管や仕分け等をした上で、避難所に送り出す機能を果たすものである。市町村物資集積拠点を円滑に開設するためには、平常時において、民間物流事業者等の協力を得て、公共施設や民間物流拠点等から市町村物資集積拠点候補施設をリストアップしておくとともに、候補施設ごとの施設概要や位置アクセス、設備備品等をまとめた「物資集積拠点候補施設管理シート」を作成しておく必要がある。

（物資集積拠点候補施設管理シート様式：74頁（様式5-1））

イ リストアップに当たっては、次の選定基準を参考に、施設自体が被災して使用できない場合等を想定し、公的・民間を問わず、複数の候補施設をリストアップしておく必要がある。

なお、民間物流事業者の管理する施設は、民間物流事業者の広域的なネットワークによる連携や、拠点の条件適合性、設備状況等を勘案すると、災害時に最優先に活用を検討すべきである。ただし、顧客の貨物が最優先されるため、常に災害時に協力を得られる保証はないことから、民間物流事業者の管理する施設をできるだけ多く候補施設としてリストアップしておくなど、民間物流事業者の管理する施設の活用可能性を高める体制を整備することが重要となる。

また、保管スペースの規模が小さくても、屋根のある広いスペースがあれば、荷捌き用施設として活用できるため、民間物流事業者の管理する施設に限らず、生協や農協の配送センター等でも十分物資集積拠点として活用が可能である。

＜市町村物資集積拠点候補の選定基準＞

市町村が設置する物資集積拠点として最低限に求められると考える要件を目安として掲げたもの

| 視点 | 基準 | | 備考 |
|----|----|---|---|
| 構造 | 必須 | 新耐震基準に適合した施設であること | 昭和56年6月1日以降に耐震補強工事等を行った施設も可 |
| | 必須 | 屋根があること | エアテント等の代替措置による場合も可 |
| | 必須 | フォークリフト等を利用できるよう、床の強度が十分であること | 一般的な物流倉庫では、1.5トン/m ² 程度の床面荷重 |
| | 推奨 | 物資の荷捌き、一時保管を行う施設及び敷地が十分な荷捌きスペースを有すること | |
| 設備 | 推奨 | フォークリフト等が容易に調達できること | |
| 機能 | 必須 | 避難所となる行政庁舎、学校、体育館ではないこと | |
| | 推奨 | 公的施設の場合には、拠点の運営に当たって民間物流事業者等との協力体制があること | |

「広域物資拠点開設・運営ガイドブック」（国土交通省総合制作局物流政策課）を参考に作成

ウ 物資輸送担当課は、発災後、候補施設の被災状況等を把握し、速やかに市町村物資集積拠点の選定・開設を行うために、平常時において、施設の使用可能スペースや電源、通信設備の被災の有無等を確認する「被災状況チェックシート」を作成しておく必要がある。

（被災状況チェックシート様式：75頁（様式5-2））

（2）開設・運営に係るマニュアルの作成

物資輸送担当課は、平常時において、民間物流事業者等の協力を得て、大規模災害発生時に市町村物資集積拠点を速やかに選定・開設・運営するための関係機関の行動の手順を整理したマニュアルを作成しておく必要がある。

5 市町村物資集積拠点の選定

物資輸送専門チームは、次の手順により市町村物資集積拠点を選定するものとする。

- （1）民間物流事業者等と連携し、あらかじめリストアップしている候補施設の被災状況を確認する。
- （2）（1）と平行して、次の物資集積拠点必要規模算定方法を活用し、必要となる支援物資量を想定し、その物資量を適切に処理するための施設の必要規模を把握する。

第5章 物的支援の受入れ

<物資集積拠点必要規模算定方法>

(必要量の算出式)

| 項目 | 前提とする被害量 | 算出式 |
|-------------|-------------------|---|
| 食料 | 避難所避難者数 | 避難所避難者数 ^{※1} × 一人1日3食 × 4日間 × 1.2 ^{※2} |
| 毛布 | 避難所避難者数 | 避難所避難者数 × 一人当たり必要枚数2枚 －被災地方公共団体備蓄量 |
| 乳児用調整粉乳 | 避難所避難者数 | 避難所避難者数 × 0歳人口比率 ^{※3} × 一人1日当たり必要量140g × 4日間 |
| 乳児・小児用おむつ | 避難所避難者数 | 避難所避難者数 × 0～2歳人口比率 ^{※3} × 一人1日当たり必要料8枚 × 4日間 |
| 大人用おむつ | 避難所避難者数 | 避難所避難者数 × 必要者割合0.005 ^{※4} × 一人1日当たり必要料8枚 × 4日間 |
| 携帯トイレ・簡易トイレ | 避難所避難者数 上水道支障率 | 避難所避難者数 × 上水道支障率 ^{※5} × 一人当たり使用回数5回/日 × 4日間 |
| トイレトペーパー | 避難所避難者数 | 避難所避難者数 × 一人1日当たり必要量0.18巻 ^{※6} × 4日間 |
| 生理用品 | 避難所避難者数 | 避難所避難者数 × 12～51歳女性人口比率 ^{※3} × 一人1期間(7日間)当たり必要枚数30枚 × 4/7 ^{※7} × 1/4 ^{※8} |

- ※1 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計
- ※2 食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの
- ※3 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査(総務省統計局)における数値
- ※4 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したもの
- ※5 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災府県ごとの断水人口の割合(断水率)
- ※6 トイレトペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
- ※7 生理用品の算出式における「4/7」という係数は、一人1期間(7日間)当たりのうちの4日間分(4日目～7日目)
- ※8 生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したもの

【物資拠点必要規模算定シートの事前入力項目(モデル)】

| 項目 | | 備考 |
|--|-------|---|
| 市町村名 | - | 以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定 |
| 人口(人) | 事前 | |
| 観光客数(人) | 事前 | |
| 0歳人口(人) | 事前 | |
| 0～2歳人口(人) | 事前 | |
| 12～51歳女性人口(人) | 事前 | |
| 上水道支障率 | 災害発生時 | |
| 毛布備蓄枚数(枚) | 事前 | |
| 支援物資1トンあたりに必要な拠点面積(m ² /トン) | 事前 | (例) 11.4m ² /トン ※東日本大震災における一次物資拠点(岩手県のアピオ)での実績 |
| 想定避難者割合 | 事前 | 設定できない場合は「100%」と入力し、全人口が避難するものとする。 |
| 物資拠点候補施設の床面積(m ²) (災害発生時に供出可能な床面積:想定) | 事前 | |
| 0歳人口比率 | 算定 | |
| 0～2歳人口比率 | 算定 | |
| 12～51歳女性人口比率 | 算定 | |

第5章 物的支援の受入れ

【必要規模算定項目と算定式(モデル)】

| 項目 | | 入力タイミング | 備考 |
|-----------------------------------|----------------|---------|--|
| 市町村名 | | - | 以下の項目は、県内の市町村別に入力、算定 |
| 想定避難者割合 | | - | 必要に応じて災害発生時に変更 |
| 支援物資1トンあたりに必要な拠点面積 | | - | |
| 被災の有無 | | 災害発生時 | 「あり」or「なし」で入力 |
| 一次物資拠点の必要規模(拠点面積:m ²) | | 算定 | 必要な支援物資量×11.4×1/4 |
| 災害発生時の想定人口(人) | | 算定 | |
| 想定避難所避難者数(人) | | 算定 | |
| 物資必要量(個別単位) (発災後4日目～7日目) | 食料(食) | 算定 | 避難所避難者数 ^{※1} ×一人1日3食×4日間×1.2 ^{※2} |
| | 毛布(枚) | 算定 | 避難所避難者数×一人当たり必要枚数2枚 -被災地地方公共団体備蓄量 |
| | 乳児用調整粉乳(g) | 算定 | 避難所避難者数×0歳人口比率 ^{※3} ×一人1日当たり必要量140g×4日間 |
| | 乳児・小児用おむつ(枚) | 算定 | 避難所避難者数×0～2歳人口比率 ^{※3} ×一人1日当たり必要料8枚×4日間 |
| | 大人用おむつ(枚) | 算定 | 避難所避難者数×必要者割合0.005 ^{※4} ×一人1日当たり必要料8枚×4日間 |
| | 携帯トイレ・簡易トイレ(回) | 算定 | 避難所避難者数×上水道支障率 ^{※5} ×一人当たり使用回数5回/日×4日間 |
| | トイレットペーパー(巻) | 算定 | 避難所避難者数×一人1日当たり必要量0.18巻 ^{※6} ×4日間 |
| | 生理用品(枚) | 算定 | 避難所避難者数×12～51歳女性人口比率 ^{※3} ×一人1期間(7日間)当たり必要枚数30枚 ×4/7 ^{※7} ×1/4 ^{※8} |
| 物資必要量(トン) (発災後4日目～7日目) | 食料 | 算定 | 1食あたり111g |
| | 毛布 | 算定 | 1枚あたり480g |
| | 乳児用調整粉乳 | 算定 | |
| | 乳児・小児用おむつ | 算定 | 1枚あたり38.75g |
| | 大人用おむつ | 算定 | 1枚あたり138.75g |
| | 携帯トイレ・簡易トイレ | 算定 | 1回あたり65g(携帯トイレ) |
| | トイレットペーパー | 算定 | 1巻あたり200g |
| | 生理用品 | 算定 | 1枚あたり5g |
| 必要な支援物資量(トン) | | 算定 | |
| 使用可能な物資拠点候補施設の面積 (見込み) | | 算定 | |

※1 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難した者、断水により自宅で生活し続けることが困難となり避難した者の合計

※2 食料の算出式における「1.2」という係数は、避難所避難者以外の食料需要を想定したものの

※3 「0歳人口比率」、「0～2歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査(総務省統計局)における数値

※4 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者における要介護の高齢者を想定したものの

※5 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、被災府県ごとの断水人口の割合(断水率)

※6 トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算

※7 生理用品の算出式における「4/7」という係数は、一人1期間(7日間)当たりのうちの4日間分(4日目～7日目)

※8 生理用品の算出式における「1/4」という係数は、生理期間を4週に1回と想定したものの

「広域物資拠点開設・運営ガイドブック」(国土交通省総合制作局物流政策課)及び「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(中央防災会議幹事会)を参考に作成

- (3) 物流専門家の助言を得つつ、使用可能であることが確認された施設の中から、必要規模を満たす施設を抽出する。
なお、施設の抽出に当たっては、1箇所で支援物資を管理するケース、物資ごとに施設を使い分けるケース等も考慮して抽出する。
- (4) 抽出した施設から各避難所までを対象とした輸送全体を念頭に、立地場所等を踏まえ、最適な施設を選定する。
選定に当たっては、まず、迅速に開設でき、人員や資機材が比較的確保し易い、民間物流拠点を検討する。
- (5) 事前にリストアップしていた施設が被災等により使用できない場合、県や近隣市町に要請し、近隣市町村に拠点を確保する。

6 市町村物資集積拠点の開設

次の手順を基本に物資集積拠点の開設を行うものとする。

(1) 民間施設を使用する場合

- ア 物資輸送専門チームは、施設を管理する事業者に拠点の開設を要請するとともに、拠点の運営協力に関する協定締結先民間物流事業者等に選定した拠点の施設名及び事業者名を連絡する。
- イ 物資輸送専門チームは、物流専門家と連携し、施設を管理する事業者と受入れ可能な支援物資量、運営に必要な人員・資機材等の調整を行う。
- ウ 物資輸送専門チームは、必要に応じ、拠点の運営協力に関する協定締結先民間物流事業者等に拠点への物流専門家の派遣、運営に必要な人員、資機材の調達・配送を要請する。
- エ 物資輸送専門チームは、拠点開設の準備を終えた事業者から開設準備完了の報告を受け次第、県防災総括班輸送担当（危機管理課等）（以下、「県輸送担当」という。）及び拠点の運営協力に関する協定締結先民間物流事業者等に伝達する。
- オ 物資輸送専門チームは、物流専門家と連携し、拠点開設後に必要に応じ、県輸送担当と作業状況に関する連絡・調整を行う。

(2) 公的施設を使用する場合

- ア 物資輸送専門チームは、施設の管理者に対して拠点の開設を要請する。
- イ 物資輸送専門チームは、物流専門家と連携し、支援物資量と施設に配備されたフォークリフトやパレット等の設備状況から、拠点運営に適した物流専門家の要件や運営に必要な人員、資機材の種類・数量等を検討する。
- ウ 物資輸送専門チームは、拠点の運営協力に関する協定締結先民間物流事業者等に選定した拠点の位置情報等を伝えるとともに、協定等に基づき、拠点への物流専門家の派遣、運営に必要な人員、資機材の調達・配送を要請する。
- エ 物資輸送専門チームは、民間物流事業者等から拠点に派遣する物流専門家や搬入する資機材の到着時間の報告を受けた後、拠点の施設管理者に対し、これらの到着時間を報告するとともに、県輸送担当に開設準備完了を報告する。
- オ 物資輸送専門チームは、物流専門家と連携し、拠点開設後に必要に応じ、県輸送担当と作業状況に関する連絡・調整を行う。

(3) 人員及び資機材の確保

次により人員及び資機材を確保するものとする。

ア 市町村職員 の派遣

物資輸送専門チームは、物資の調達や避難所までの輸送ルート等に関する連絡調整のため、物資輸送専門チーム員を拠点に派遣する。

イ 作業要員及び資機材の確保

物資輸送専門チームは、拠点の作業要員及び資機材の確保について、民間物流拠点管理者や拠点の運営協力に関する協定締結先民間物流事業者等に要請してもなお不足する場合は、受援班／担当を通じ、県受援・応援チームに応援を要請する。

なお、市町村災害ボランティアセンター設置後は、必要に応じ、災害ボランティアを受入れる。

7 避難所等における物的ニーズの把握・取りまとめ

(1) 受援班／担当は、避難所から必要物資の報告を受け付けるとともに、災害対策本部各班等を通じ、避難所等における物的ニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめるものとする。

ア 必要となる物資の品目及び数量

イ 必要となる資機材の品目及び数量

ウ 受入拠点（避難所）の場所及び受入拠点（避難所）への経路

エ 応援要請担当者の氏名及び連絡先

オ 受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先

カ その他必要事項

（必要物資報告書様式：68頁（様式2-2））

（取りまとめ様式：73頁（様式4-2））

(2) 受援班／担当は、市町村備蓄物資の供給を優先して備蓄物資担当班と調整した上で、県をはじめとした外部に物的支援を要請する物資を把握し、取りまとめるものとする。

8 物的支援の要請・決定の連絡

受援班／担当は、被害が甚大で市町村のみでは十分な対応ができないと見込まれる場合は、不足が見込まれる物資について、必要に応じ、調整会議を開催し、県等に物的支援を要請するものとする。

(1) 県への要請・決定の連絡

ア 災害対策基本法第68条に基づき、県受援・応援チームに次の事項を記載した文書を提出するものとする。

ただし、いとまがない場合は、県連絡員への口頭連絡や電話・FAX等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(ア) 被害の状況

(イ) 必要となる物資の品目及び数量

(ウ) 必要となる資機材の品目及び数量

(エ) 受入拠点（避難所）の場所及び受入拠点（避難所）への経路

(オ) 応援要請担当者の氏名及び連絡先

(カ) 受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先

(キ) その他必要事項

（応援要請様式：69, 71頁（様式3-1, 3-3））

イ 要請を受けた県受援・応援チームは、「群馬県災害時受援・応援計画」に基づき、

第5章 物的支援の受入れ

県備蓄物資の供給や民間事業者、県内市町村、他都道府県、国等からの調達を調整することになる。

ウ 支援物資提供の決定に当たっては、県受援・応援チーム（県物資集積拠点を経由しない物資）又は県輸送担当（県物資集積拠点から配送される物資）から応援要請市町村（受援班／担当）に対し、応援地方公共団体等ごとに次の情報をできる限り記した応援受援管理帳票が送信されることになる。

- (ア) 応援組織名
- (イ) 所在地
- (ウ) 担当者名
- (エ) 担当者連絡先
- (オ) 支援物資
- (カ) 内容量
- (キ) 送付先
- (ク) 出発予定・到着予定
- (ケ) 送付手段
- (コ) 賃貸物資の終了予定日
- (サ) 応援内容に基づく協定等
- (シ) 有償の応援（金額等）
- (ス) 備考

（応援受援管理帳票様式：66頁（様式1－2））

(2) 相互応援協定締結先市町村や災害時の物資供給等に関する協定先事業者等への要請
各協定の様式等に基づき要請するとともに、支援物資提供の決定に当たっては、応援団体等ごとに上記（1）の応援受援管理帳票の提出を求めるものとする。

9 義援物資の取扱い

(1) 大口の義援物資

ア 義援物資担当班は、地方公共団体や企業等からの大口の義援物資供給の申出があった場合、受援班／担当及び物資輸送専門チームと連携し、申出のあった品目の過不足状況、提供可能時期等に基づき、受入れの要否を判断するものとする。

イ 義援物資担当班は、物資の受入れが必要と判断したときは、提供先団体等に次の事項を伝達する。

- (ア) 受入拠点（避難所）の場所及び受入拠点（避難所）への経路
- (イ) 物資受入れ担当者の氏名及び連絡先
- (ウ) 受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先
- (エ) その他必要事項

ウ 義援物資担当班は、物資提供に当たっては、提供先に上記8（2）と同様に応援受援管理帳票の提出を求めるものとする。

(2) 小口・混載の義援物資

ア 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担となることから、原則として受け付けないものとする。

イ 小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災市町村の大きな負担となることから、小口・混載の義援物資は受け

付けないことを広報するとともに、義援金による支援を積極的に呼びかける。

10 物的支援の受入れ

(1) 支援物資の把握・取りまとめ

ア 受援班／担当は、上記8及び9による応援要請先等から応援受援管理帳票の送付を受けたときは、当該帳票に次の情報を記した上で、人的・物的資源管理表に入力し、支援物資の把握・取りまとめを行うとともに、関係各班等と情報共有を行うものとする。

- (ア) 受信日時
- (イ) 受信者名
- (ウ) 受信者連絡先
- (エ) 備考

(人的・物的資源管理表様式：62頁（様式1－1））

イ 受援班／担当は、上記アの入力後、当該帳票に次の情報を記すものとする。

- (ア) 書類番号
- (イ) 入力者名
- (ウ) 備考

(2) 市町村物資集積拠点での受入れ

ア 上記8及び9による支援物資を直接、避難所に供給せずに市町村物資集積拠点を經由させる場合、受援班／担当は、上記(1)により受領した応援受援管理帳票に次の情報を記した上で、物資輸送専門チームに送信する。

- (ア) 送信日時
- (イ) 送信者名
- (ウ) 送信者連絡先
- (エ) 備考

イ 送信を受けた物資輸送専門チームは、下記12により市町村物資集積拠点を運営し、支援物資を入庫させる。

ウ 受援班／担当との事前調整や、情報の明示のない支援物資は、内容物の確認、仕分けなどの作業の負担が増すことから、市町村物資集積拠点の運営要員は、このような支援物資が到着した場合、受援班／担当との調整を経て到着した支援物資と混同させないように入庫を行い、関係各班と情報共有することが必要となる。

11 市町村物資集積拠点から避難所への支援物資の供給

(1) 受援班／担当は、避難所等からの物資供給要請に基づき次の事項を調整し、物資輸送専門チームへ供給を指示するものとする。

- ア 物資の品目及び数量
- イ 資機材の品目及び数量
- ウ 避難所等の場所
- エ 要請担当者の氏名及び連絡先
- オ 避難所等担当者の氏名及び連絡先
- カ その他必要事項

(2) 物資輸送専門チームは、下記12により市町村物資集積拠点を運営し、市町村物資集積拠点から避難所等への物資の輸送について、配送計画を検討の上、次の情報を配送

先避難所等担当者に連絡するものとする。

- ア 市町村物資集積拠点名
- イ 所在地
- ウ 輸送責任者名
- エ 輸送責任者連絡先
- オ 品目及び数量
- カ 輸送先避難所等名
- キ 出発予定・到着予定
- ク 送付手段
- ケ 備考

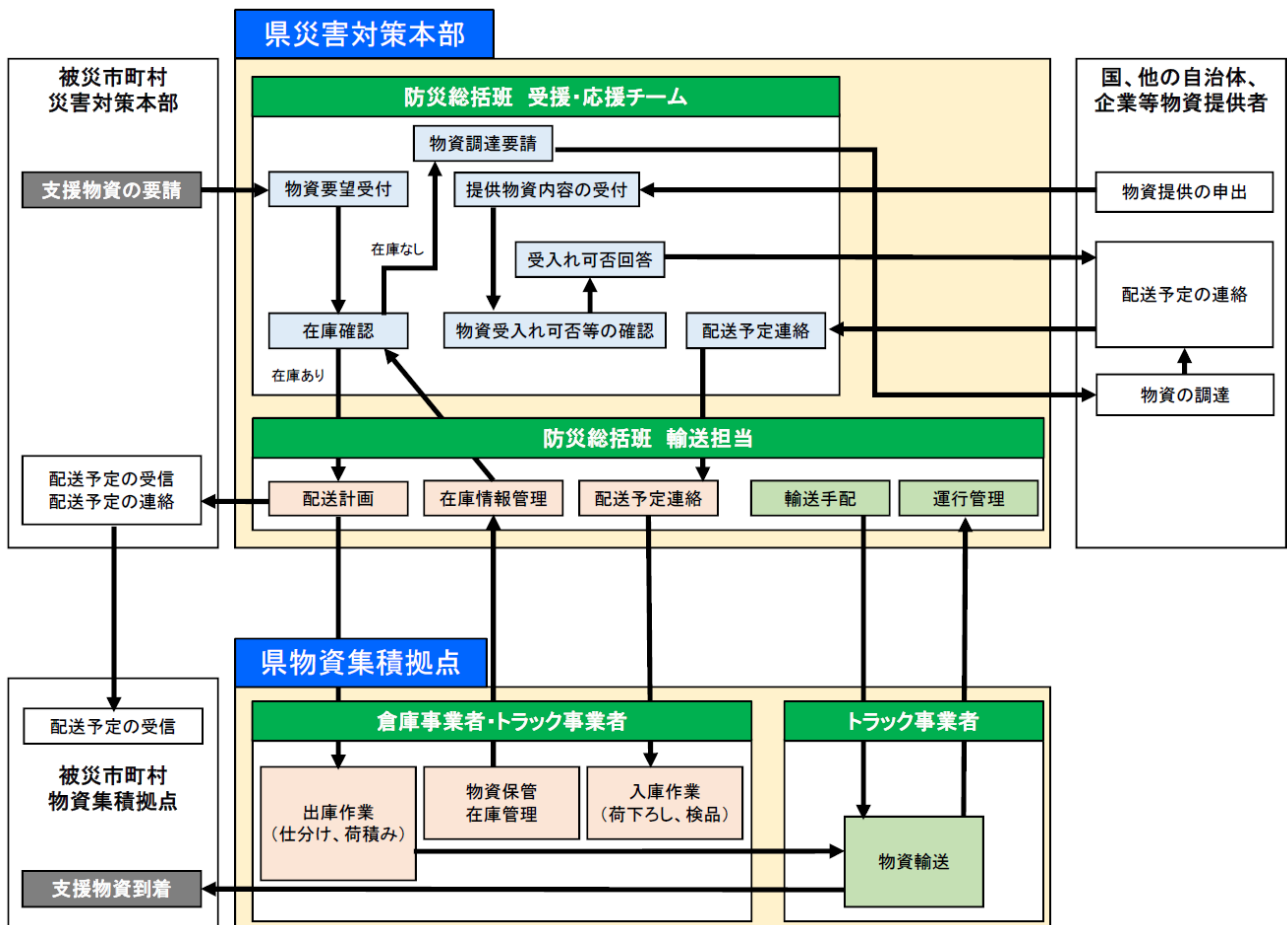
- (3) 輸送責任者は、輸送完了後、上記4に定める市町村物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い、輸送完了を物資輸送専門チームに報告し、物資輸送専門チームは、受援班／担当に報告するものとする。

12 市町村物資集積拠点の運営

(1) 情報管理と伝達・調整

受援班／担当が物資を調達し、調達情報を物資輸送専門チームに連絡した後、物資輸送専門チームは、上記4に定める市町村物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い、トラックの到着時間や到着物資量・種類、物資集積拠点の受入れ可能物資量等の支援物資に係る情報を一元的に管理を行い、拠点の運営関係者に対し、速やかに情報伝達するとともに、運送事業者等と連携を図り、必要な調整を行う。

【参考】県物資集積拠点における各関係機関の役割



(2) 市町村物資集積拠点の関係者の主な運營業務

市町村物資集積拠点を運営する市町村職員、民間物流事業者等は、災害対策本部の物資輸送専門チームと情報共有や連絡調整を行い、次の業務を実施するものとする。

関係者は、上記4に定める市町村物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い行動するものとする。

＜主な運營業務＞

- ア 物資輸送専門チームから届く支援物資の輸送情報（品目、量、到着予定日時）に基づく受入れ準備
- イ 到着した支援物資の荷下ろし、荷さばき、検品、入庫（ロケーション、在庫入力）、到着情報の物資輸送専門チームへの連絡
- ウ 物資輸送専門チームから届く支援物資要請情報（品目、量、届け先）に基づく出庫作業（在庫引当、ピッキング、出荷荷揃え）
- エ トラック到着確認
- オ トラック積み込み、出庫、在庫引き落とし、出庫情報の物資輸送専門チームへの連絡
- カ 支援物資要請情報の在庫が不足している場合、物資輸送専門チームに手配を要請（物資輸送専門チームは受援班／担当に要請）
- キ 受援班／担当との在庫情報の照合（物資輸送専門チーム経由）
- ク 夜間等における物資の盗難防止措置

- ケ マスコミ等による取材への対応
- コ 余震や二次災害への危機管理
- サ 拠点で滞留物資が発生した場合、物資輸送専門チームに処理を要請
- シ 拠点の運営に携わる人員や資機材が不足する場合、物資輸送専門チームに追加を要請
- ス その他付随する業務

(3) 市町村物資集積拠点の主な監督業務

物資輸送専門チームは、市町村物資集積拠点に派遣した市町村職員、民間物流事業者等と情報共有や連絡調整を行い、次の業務を実施するものとする。

物資輸送専門チームは、上記4に定める市町村物資集積拠点の開設・運営等に係るマニュアルに従い行動するものとする。

<主な監督業務>

- ア 受援班／担当から支援物資の調達状況についての情報を入手
- イ 受援班／担当から避難所等からの支援物資要請情報を入手
- ウ 拠点の運営担当に支援物資の輸送情報（品目、数量、到着予定日時）及び避難所等からの支援物資要請情報を連絡
- エ 拠点の運営担当から連絡を受けた拠点運営スケジュールをもとに、避難所等への物資の輸送を協定締結先運送事業者等に要請
- オ 拠点の運営担当から支援物資到着情報の連絡の受け取り
- カ 受援班／担当による避難所等からの支援物資要請をもとにした在庫引当の確認
- キ 拠点の運営担当からの出庫情報の連絡をもとに、受援班／担当に在庫引落を依頼・確認
- ク 拠点の在庫との照合
- ケ 拠点の運営担当からの人員や資機材の要請を受けて、協定締結先民間物流事業者や県等に人員や資機材を追加要請
- コ 拠点で滞留物資が発生した時の対処方法の決定と連絡
- サ 市町村の被災状況・運営状況等から市町村物資集積拠点の開設が困難な場合に、対応を県と協議・調整
- シ 拠点として使用している施設の維持管理
- ス 拠点の電力などライフラインの維持確保
- セ その他付随する業務

13 輸送手段の確保

(1) 輸送要請候補事業者リストの作成

物資輸送担当課は、県（危機管理課）が作成する輸送要請候補事業者リストを参考に、協定締結先運送事業者等の協力を得て、平常時から、次の各区間を担当する輸送事業者の候補者リストを作成しておく。

<各区間>

- 調達先～市町村物資集積拠点
- 調達先～各避難所
- 市町村物資集積拠点～各避難所

【参考】群馬県災害時受援・応援計画

(第4章 物的支援の受入れ・供給)

14 輸送手段の確保

(1) 輸送要請候補事業者リストの作成

危機管理課は、県トラック協会や協定締結先、指定公共機関（運送事業者等）等の協力を得て、平常時から、一次輸送、二次輸送、三次輸送の各区間を担当する輸送事業者の候補者リストを作成しておく。

<各区分>

一次輸送：調達先から県物資集積拠点

二次輸送：県物資集積拠点から市町村物資集積拠点

三次輸送：市町村物資集積拠点から各避難所

(2) 災害発生時の要請

物資輸送専門チームは、上記(1)のリストに基づき、協定締結先運送事業者等に緊急輸送を要請する。

14 自衛隊に対する災害派遣要請

市町村において、市町村物資集積拠点の開設・運営又は支援物資の輸送が困難な場合、市町村長は、県知事（危機管理課）に対し、自衛隊に支援物資の緊急輸送のための災害派遣を要求するものとする。

【参考】自衛隊の災害派遣実施の可否の判断3原則

人命又は財産を保護するため、自衛隊を派遣することについて、

公共性：公共の秩序を維持するという妥当性があること。

緊急性：差し迫った必要性があること。

非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと。

15 緊急輸送ルートを選定

物資輸送専門チームは、道路関係班と連携し、緊急輸送道路の被害状況や市町村道の被害状況、道路啓開状況等を集約し、避難所等の支援物資配送施設までの輸送ルートを選定するものとする。

16 自動車燃料の確保

物資輸送専門チームは、緊急輸送車両の燃料を確保する必要がある場合、燃料の供給を県燃料対策班（産業政策課）に要請するものとする。